

2025年10月16日

各位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア 代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦

(コード番号:7090 東証グロース)

問 合 せ 先 取締役 半田 晴彦

(TEL: 06-7777-0159)

# 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」または「処分」という)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 処分の概要

	77 7			
(1)	処分期日	2025年10月31日		
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,700 株		
(3)	処分価額	1株につき 1,438円		
(4)	処分価額の総額	2, 444, 600 円		
(5)	処分予定先	当社の取締役を兼務しない執行役員	1名	1,100株
		当社子会社の取締役	1名	600 株

### 2. 処分の目的及び理由

本日、当社取締役会決議に基づいて、譲渡制限付株式報酬として、処分予定先である当社の取締役を兼務しない執行役員1名及び当社子会社の取締役1名(以下、処分予定先を総じて「割当対象者」という)に対して支給された金銭報酬債権合計2,444,600円を割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式1,700株を割り当てることを当社取締役会にて決定いたしました。なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社グループにおける割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、割当対象者が当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「割当契約」という)を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

2025年10月31日から、譲渡制限付株式の割当てを受けた時点において有していた割当対象者としての地位(以下「所定の地位」という)を退任又は退職する日までの期間。

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」という)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下「譲渡制限」という)。

## ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、2026年に開催する当社定時株主総会の開催日までの期間(以下「本対象期間」という)が満了する前に所定の地位を退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。)がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」という)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本対象期間中、継続して、所定の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本対象期間が満了する前に所定の地位を退任又は退職した場合には、2025年10月から割当対象者が所定の地位を退任又は退職した日を含む月までの月数を9で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、2025年10月から当該承認の日を含む月までの月数を9で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社 取締役会決議日の直前取引日(2025年10月15日)の東京証券取引所における当社普通株式の終 値である1,438円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的 かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上